



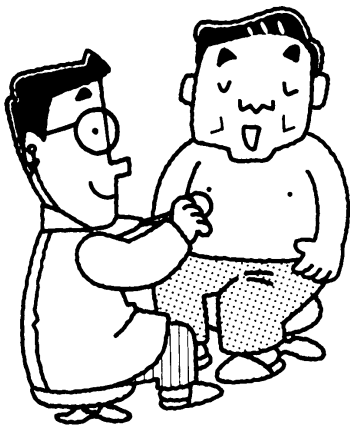
特定健診の概要

対象	40～74歳の町国民健康保険の被保険者 (75歳になる人は誕生日の前日までしか受けられません) ※現在定期的に医療機関を受診している人も対象となります。 ※被用者保険の被保険者と被扶養者の特定健診は、加入している保険者へお問い合わせください。	
検査内容	●問診 ●身体測定(身長、体重、BMI) ●尿検査 ●血液検査(血中脂質、腎機能、肝機能、血糖検査など) ●心電図検査 ●貧血検査 ※前年度の検査結果や医師の判断で、眼底検査が追加されます。	
費用	500円 (眼底検査を別の医療機関で受けた場合、別途費用が必要になることがあります)	
実施日程・場所	個別健診	実施期間 6月～平成26年1月末日 実施場所 県内の実施医療機関
	集団健診	実施日程 7月21日(日)、8月4日(日) 9月8日(日)、10月6日(日) 11月10日(日)、12月8日(日) 実施場所 町民ホール(町役場西側)

40～74歳の国民健康保険被保険者の皆さんへ  
**平成25年度特定健診・保健指導が  
6月から始まります**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病は、食生活や飲酒、喫煙などのさまざまな生活習慣が影響して引き起こされます。  
特定健診を活用して、早い段階で生活習慣病の発症要因を見つけて予防しましょう。  
**対象者に受診券を送付**  
5月下旬に対象者には受診券を送付します。付しますので、受診方法など詳細については案内をご覧ください。4月1日以降に国民健康保険に加入した人の受診券は、加入した日の約2カ月後に送付します。  
※特定健診を受診すると、人間ドックの助成(要事前申請)を受けられませんが、ご注意ください。(人間ドックについては広報4月号を



ご覧ください)  
受診券に同封する「特定健康診査受診確認はがき」を返信してください  
「特定健康診査受診確認はがき」は、平成25年度特定健康診査の受診予定についてお伺いします。受診しない、または受診できない場合でも回答欄にご記入のうえ返信(切手不要)してください。

安心して医療にかかれるように

**非自発的失業者の  
国民健康保険税の軽減**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます。平成24年3月31日以降に解雇などの非自発的理由で失業し、国保に加入した場合、失業した人の給与所得を100分の30として、所得割が算定されることとなります。

軽減が適用されるには届出が必要ですので、住民保険課国

保医療・年金係へ申請してください。

**対象** 離職日が平成24年3月31日以降で、雇用保険受給資格者証の「離職理由」に次のコードが記入されている人

▶コード…11、12、21、22、23、31、32、33、34

**申請に必要なもの**

雇用保険受給資格者証、印鑑、被保険者証

※すでに申請している人は、再度申請する必要はありません。



## 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 平成25年度後期高齢者健康診査が 6月から始まります

住民保険課後期高齢者医療係 ☎ 34・2096

対象者全員に5月下旬に受診券を送付します。健康診査は、内臓肥満から生じる心臓病などを予防するために、血液検査や腹囲測定、心電図検査などを行うものです。日本人の3大死因である、生活習慣病の心臓病、脳卒中、これらは健康を受けることで防ぐことができます。

### 検査内容

- 問診 ● 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ● 診察 ● 血圧測定 ● 血液検査（脂質、腎機能、肝機能、血糖、血清クレアチン検査） ● 尿検査 ● 貧血検査 ● 心電図
- ※その他：前年度の検査結果や医師の判断で眼底検査が追加されます。

費用 500円

実施期間 6月～12月末

### 健診の流れ

- 1 受診券が自宅に届く。
- 2 受診する医療機関（奈良県内）を決めて、健診日時の確認の電話を医療機関にする。
- 3 質問票を記入する。
- 4 医療機関で受診する。

※平成25年4月～10月に75歳になる人は、誕生月の翌月末ごろに受診券を送付します。

※平成25年11月以降に75歳になる人は、平成26年度から後期高齢者健康診査の対象となります。国民健康保険または他の健康保険から、特定健診の受診券が届いている人は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

- 5 町から受診結果を約2カ月後に送付します。（医療機関からの報告の関係で、2カ月以上かかる場合があります）また、早く結果を知りたいときは、受診した医療機関で結果の説明を受けることができます。受診時に申し出てください。

## 参加グループ募集

## 地域団体向け介護予防塾

長寿介護課高齢福祉係 ☎ 34・2052

介護予防塾は、町の介護予防事業において、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることを目標に、地域ぐるみで高齢者を支えていくネットワークづくりを目指すものとしていきます。

### 内容

町内で自主的に活動する高齢者のグループや団体のもとに、専門の講師と長寿介護課職員が伺います。健康維持や介護予防についての講話と実技を提供し、今後の活動に役立てていただきます。

### プログラム例

- 転倒予防、脳トレで認知症予防
- 年齢に応じた体の使い方、関節痛の予防と姿勢
- 口腔機能の予防など

※年度中各団体1回限り。内容については相談に応じます。

### 平成24年度参加者の声より

- いつも肩こりがありましたが、少し楽になりました。
- 筋肉の使い方、ほぐし方がよく分かりました。
- 体が楽になった。予防体操を日常的に行いたい。

### 日時

各グループの活動日にて調整します。

- 平日：午前9時～11時
- 平日：午後1時30分～3時

### 会場

普段活動されている会場に伺います。（老人福祉センターを除く）

### 対象

田原本在住のおおむね65歳以上の参加者が10人以上のグループなど。

### 参加費

講師派遣費用は無料です。

### 実施期間

5月～平成26年2月

**問い合わせ** 詳細については、長寿介護課高齢福祉係まで。

※会場の手配、参加者への周知は利用者側でお願いします。

